平成28年9月12日

第3回多度津町議会定例会会議録

- 1、招集年月日 平成28年9月12日(月) 午前9時00分 開議
- 1、招集の場所 多度津町役場 議場
- 1、出席議員

1番	志村	忠昭	2番	塩野	拓二
3番	金井	浩三	4番	村井	保夫
5番	隅岡	美子	6番	村岡	清邦
7番	小川	保	8番	古川	幸義
9番	村井	勉	10番	尾崎	忠義
11番	渡邉氵	美喜子	12番	庄野	克宏
13番	門	瀧雄	14番	佐々オ	マ 勇

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町	長	丸尾	幸雄
副町	長	秋山	俊次
教 育	長	田尾	勝
代表監査		竹森	久喜
会計管理	里者	神原	宏一
町長公室	区 長	中川	隆弘
総務課長		矢野	修司
政策企画	可課長	河田	数明
税務課長		泉	知典
住民課長		多田羅	勝弘
	L III		左 江
福祉保險	E課長	藤原	安江
福祉保賃		滕原 丸岡	多恵子
	建課主幹		
福祉保險	建課主幹	丸岡	多恵子
福祉保險環境課長	t E課主幹 E	丸岡 石井	多恵子 克典
福祉保賃環境課長建設課長	t E課主幹 E	丸岡 石井 島田	多恵子 克典 和博
福祉保險環境課長 建設課長 産業課長	建課主幹 能 能 能	丸岡 石井 島田 岡部	多恵子 克典 和博 登
福祉保 環境課長 建設課長 産業課長	建課主幹 (表 位 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世	丸石 島岡 前原	多恵子 克典 和博登 成俊

1、議会事務局職員

 事務局長
 中野 弘之

 書
 記

 高嶋
 好弘

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長(志村 忠昭)

おはようございます。

議員各位には、ご多忙のところ、定刻にご参集いただきまして誠にありがとうございます。

ただ今より、平成28年第3回多度津町議会定例会を開催いたします。

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶があります。

町長(丸尾 幸雄)

おはようございます。

今日から9月議会が始まりますけども、今、オリンピックに続いて、パラリンピックが リオデジャネイロで行われております。

深夜に競技があるということで、ちょうど地球の多度津の真下になるわけでありますので、どうか皆様方、パラリンピックの熱闘に引きずられて、睡眠不足などなりませんように、どうか気をつけていただきたいと思っておりますが、そういう中におきまして今日から9月議会、27年度の決算認定も控えております。

ぜひ皆様方の忌憚のない御意見を頂戴いたしまして、パラリンピックに負けないような 熱闘をこの議会で発揮していただけたら思っております。

どうかよろしくお願い申し上げて、開会に際しての御挨拶といたします。

議長(志村 忠昭)

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、平成28年第3回多度津町議会定例会は成立を 致しました。

これより、第3回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は配付の通りであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、4番村井保夫君、7番小川保君を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

議会運営委員会委員長(庄野 克宏)

会期は、本日9月12日月曜日から9月23日金曜日までの12日間と致したいと思います。 なお、詳細な日程につきましては、議長の方からお諮りいただきたいと思います。 よろしくお願いいたします。

議長(志村 忠昭)

ただ今、議会運営委員長の発言の通り、本定例会の会期は、本日より9月23日までの 12日間とし、日程については、9月12日月曜日提案説明、9月13日火曜日休会、9月14日 水曜日から15日木曜日一般質問、9月16日金曜日総務教育常任委員会、9月17日土曜日か ら19日月曜日休会、9月20日火曜日総務教育常任委員会(予備日)、9月21日水曜日から 22日木曜日休会、9月23日金曜日議案審議と致したいと思いますが、これにご異議ござ いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日より9月23日までの12日間とし、先に言いました日程によることに決定を致しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議長報告でありますが、本日までに受理した請願は1件で、お手元に配付いたしました請願文書表の通りでございます。

これを会期中の、総務教育常任委員会に付託しましたので報告を致します。

次に監査委員より、例月現金出納検査、並びに平成27年度財政健全化判断比率、及び公営企業資金不足比率に係る審査意見、町長より、平成27年度健全化判断比率、及び資金不足比率の報告を受けております。

報告は、印刷配付をしておりますので、朗読は省略を致します。

次に、委員長報告を行います。

最初に、6月29日に開催されました多度津町行財政改革特別委員会の委員長報告を求めます。

多度津町行財政改革特別委員会委員長、村井保夫君。

多度津町行財政改革特別委員会委員長(村井 保夫)

皆さんおはようございます。

それでは行財政改革特別委員会結果報告について報告いたします。

去る平成28年6月29日に開催した多度津町行財政改革特別委員会の結果を次のとおり報告する。

審議事項として。

一つ、多度津町行財政改革実施計画について。

審議結果。

執行部より、一つ、多度津町行財政改革実施計画について(平成27年度実績報告及び平成28年度実施予定)の説明があり、これに対して委員、傍聴議員より。

- 一つ、特定公共賃貸住宅の家賃の見直しと町税徴収の滞納者への対応等の同様な記載が 毎年あるが、どういうことをしていくのか。
- 一つ、町営住宅の家賃の徴収は、今、どのようにしているのか。
- 一つ、補助金等の整理合理化は、新規事業の場合だけで、他の整理、統合の項目がない がどうなのか。

- 一つ、報償金制度は、どのように考えているのか。
- 一つ、企業誘致への取り組みの中で、都市計画の線引きを変更してはどうか。
- 一つ、多度津山の跡地は、どのように考えているのか。
- 一つ、上下水道料金の徴収率の向上については、コンビニ納付を早急に対応してほしい。
- 一つ、水道事業の広域化ということで、多度津町はこれから、どのようになるのか。
- 一つ、施設台帳の情報管理については、チェックシートを用いて、改善することにして いるのではないか。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より。

- 一つ、特定公共賃貸住宅の家賃は、法的なことを県にも相談しながら、近隣市町の家賃等も考慮し、見直しをしていきたい。
- 一つ、町営住宅の家賃の徴収方法は、公平性を保つということで今後は増えていかないようにしているが、過去の分については、少しでも返済するよう対応している。
- 一つ、補助金等の整理合理化については、新規事業だけでなく、各種補助金の整理、統 合等について、再度、横断的な検討を進めたいと考えている。
- 一つ、報償金制度は、将来的には廃止も考えており、現在、他市町の状況も考慮しなが ら、検討している。
- 一つ、都市計画の線引きについては、県全体の都市計画の中で変更をするというのは、 難しい部分があるが、今後の検討課題である。
- 一つ、多度津山の跡地は、現在、サッカー場が2面ある。1面は、サッカーで使用しようと、もう1面は、県の方に企業誘致ということで、申請をしている。
- 一つ、上下水道料金のコンビニ納付は、広域化の流れも踏まえ、現在検討中である。
- 一つ、水道事業の広域化は、他市町と統一を図るという意味で企業団を設立。その後、 10年間で統一する考えなので、料金改定が必要になる予定である。
- 一つ、町有の施設関係につきましては、固定資産管理台帳システムの整備をする中で、 運用も考えている。
- 以上のような答弁があり、多度津町行財政改革実施計画について(平成27年度実績報告及び平成28年度実施予定)を本委員会として了承した。

以上で、報告を終わります。

議長(志村 忠昭)

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

多度津町行財政改革特別委員会委員長報告について、これを了承することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、多度津町行財政改革特別委員会委員長報告は了承することに決定いたしました。

続きまして、平成27年度各会計決算、ならびに基金運用状況審査意見報告を求めます。 竹森代表監査委員。

代表監查委員(竹森 久喜)

おはようございます。

それでは、平成27年度の決算審査意見ならびに基金運用状況の審査意見書を先般提出いたしましたので、その概要をご報告いたします。

お手元の議案書に報告書の写しを添付しておりますので、それに従ってご説明申し上げたいと思います。

なお、この中から抜粋して報告いたしますので、ご了承いただきたいと思います。

まず1ページでございますが、「平成27年度多度津町各会計決算及び各基金の運用状況の審査意見について」ということで、地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成27年度多度津町一般会計、特別会計国民健康保険、同じく国民健康保険直営診療所、同じく公共下水道、同じく介護保険、同じく後期高齢者医療及び水道事業会計、以上の各会計歳入歳出決算及び証書類、その他政令で定める書類並びに地方自治法第241条第5項の規定により、各基金の運用状況を示す書類について審査を行った結果、次のとおりその意見書を提出いたします。

次に2ページ。審査の対象でございますが、今申し上げたのと同じでございまして、平成27年度の一般会計、特別会計5会計及び水道事業会計、そして各基金運用状況を示す 書類、以上が審査の対象であります。

審査の期間でありますが、平成28年7月13日から平成28年7月25日まで、門監査委員と私 竹森の両名で各課別に平均約2時間程度の時間をかけて実施いたしました。

審査の方法は省略させていただきます。

審査の結果でありますが、審査に付された一般会計、特別会計及び水道事業会計の歳入 歳出決算書、歳入歳出決算説明明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は 法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤 りのないものと認められました。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても関係諸帳簿及び証拠書類と符合し

ており誤りのないものと認められました。

続きまして、各一般会計及び特別会計の予算額並びに決算額でありますが、3ページに 記載しておりますので、お目通しいただけたらと思います。

続きまして、4ページの決算の概要を報告いたします。

まず、平成27年度一般会計でありますが、最終予算額は94億2,500万円と平成26年度からの繰越明許費3億7,367万2,000円の合計予算額は、97億9,867万2,000円となっております。

歳入決算額は、97億11万8,000円、歳出決算額は、90億3,118万1,000円で形式収支は6億6,893万7,000円となり、翌年度へ繰り越すべき額7,079万8,000円を差し引いた実質収支額は、5億9,813万9,000円となっております。

この実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた平成27年度の単年度収支は、

8,217万4,000円の黒字となり、さらに、財政調整基金への積立及び取り崩しなどを加減 した実質単年度収支額は、3億6,712万3,000円の赤字となっております。

続きまして特別会計は、最終の差し引きの実質収支のみ申し上げます。

いずれも黒字でございます。

国民健康保険でありますが、差し引き実質収支2億1,225万6,000円の黒字決算であります。

続きまして、国民健康保険直営診療所でありますが、差し引き269万2,000円の黒字決算であります。

続きまして、公共下水道ですが、差し引き2,973万6,000円の黒字決算であります。

同じく、介護保険事業でありますが、最終差し引きは9,157万2,000円の黒字決算であります。

同じく、後期高齢者医療、差し引き最終実質収支は703万4,000円の黒字決算であります。

続きまして、水道事業会計でございますが、5ページに記載しております。

これも決算の最終数字だけ申し上げまず。

まず、(1)収益的収入及び支出(消費税を含む)でありますが、水道事業収益は、

(B) 執行済額、これが決算数字でありますが、7億6,633万5,000円。

水道事業の費用でありますが7億460万9,000円となっております。

差し引き6,100万円余りの黒字であります。

以上は消費税込みの数字であります。

続きまして、(2) 資本的収入、主として借入金等でございますが、3億2,073万3,000円であります。

資本的支出ですが、これは、配水設備とか、水道管の設備類及び企業債の償還金などで あります。

金額は5億4,983万3,000円であります。

続きまして、5ページ下から7行目になりますが、平成27年度の水道事業の損益計算の概要は、当年度営業利益1,318万2,000円、経常利益4,185万4,000円で、特別損失を差引し、当年度未処分利益剰余金6億1,193万9,000円となっております。

以上が水道事業会計であります。

続きまして、6ページに今回の決算審査の過程におきまして、私ども監査委員から各課 に対して申し上げた意見とか、指摘事項について列挙しておりますので、順次読み上げ させていただきます。

なお、重大な指摘事項はございません。

まず、平成27年度の会計決算全般でございます。

一般会計決算について、実質収支額が約6億円の決算となっており、ある程度の金額が将来を見据えて財政調整基金に積み立てることができることは好ましいことであります。

一方、中学校や消防等の大型建設事業に伴い、当町の財政状況は公債費残高の大幅増加 等により、厳しいものとなっております。

今後は、法人税率の引き下げや固定資産税の評価替えの影響も受け、町税収入の減少が想定されるところでございます。

また、臨時財政対策債を含む地方交付税等の動向についても、先行きの不透明さが伺われることから、引き続き、一層の歳出削減に取り組み、健全な財政運営に努めることが求められます。

続きまして、総務課であります。

公有財産管理台帳の有効活用を図り、町有地等の管理、貸付及び売却などの処分や効率的利用が積極的に行えるよう努められたい。

また、防災行政無線システムが整備されたことに伴い、町民の安心・安全の面から積極 的な運用に努められたい。

次に、政策企画課です。

老朽危険空き家除去支援事業については、予算の制約もあるでしょうが、補助金の助成制度を従来以上にPRするなどして、空き家対策事業を積極的に推進されたい。

次に、ふるさと納税については、地元農産品等の謝礼品開拓を積極的に行うと共に、全国に向け「多度津町のPR」が発出できるよう努められたい。

次に、産業課です。

農業用再生水管理事業については、維持管理設備業者が少ないことから、物品調達に当たっては十分に留意されたい。

次に、鳥獣被害防止対策の推進に当たって、幼稚園・保育園児、小中学校生への被害防止対策を従来以上に推進していただきたい。

なお、教育課など関係機関とも十分連携を図られたい。

次に、国全体の中小企業者への融資制度の状況などから、香川県信用保証協会への預託

金の減額については、引き続き検討されたい。

次に、福祉保健課です。

放課後児童クラブの利用拡大に取り組まれ、その成果は大いに称賛されるところです。 今後は、利用する親の教育も含め十分な検討をされたい。

次に、介護保険の介護・予防サービス等の運用に当たっては、従事する者側の精神的、 肉体的負担が過剰とならないよう十分に配慮されたい。

次に、教育課です。

合同給食センター設置までの間、従来以上に老朽化設備の保守、点検に努め、食の安心・安全な提供に努められたい。

第二種奨学金の貸付に当たっては、返済条件の緩和、見直し等が出来る余地があるのか、また、将来多度津に帰ってきた場合に返済が容易にできる道筋は無いかなど検討されたい。

次に、英語教育の低年齢化に伴い、人材確保がより困難となる教師の早期確保や外部講師の早めの手当てなど子供教育への積極的な取り組みを検討されたい。

次に、税務課です。

国民健康保険税の徴収率向上に関係各課一丸となって努めていただきたい。租税債権管理機構への移管に当たっては、より効率的・効果的に努められたい。

また、国民健康保険税の徴収率が県下各市町の最下位という現状を打破するための方策を関係各課一丸となって講じられたい。

次に、住民課です。

町営住宅使用料滞納の徴収に当たっては、マンネリ化とならないよう、引き続き効果的な徴収に努められたい。

また、顧問弁護士に十分意見を聴くなどして、法的手段の効果的な活用も考慮されたい。

医療費の削減のため、ジェネリック医薬品の使用促進策を、従来以上に積極的に進められたい。

次に、住民票及び税務証明等の戸籍住民基本台帳費手数料について、今後、現金監査対象とするので、従来以上の管理に取り組まれたい。

次に、町長公室です。

ベテランの職員が多数退職し、若い職員が増加している中で、事務効率面からIT化にも取り組まれていますが、各課の事務量を見直し事務遂行上の適正職員の配置・臨時職員の活用などについて検討されたい。

また、職員採用に当たって、障害者採用や消防職の女性職員採用について、従来以上に積極的に取り組んでいただきたい。

町内自治会の加入促進を従来同様に積極的に進められたい。

次に、出納室です。

町有物品の管理について、各課での保管状況を確認し整備・管理に努められたい。 銀行窓口業務の自由化に伴い、出納室窓口業務の縮小が可能か検討いただきたい。 次に、議会事務局です。

事務量の縮減が図られるよう、IT化を積極的に取り組まれたい。

次に、建設課です。

追加工事による契約変更が常態化しないように留意されたい。

地籍調査については、住民のメリットを十分周知しながら、より積極的に推進されたい。

また、従事する職員の育成にも努められたい。次に、道路台帳電子化については、各課がその利便性を理解できるよう周知するとともに、有効活用を図られたい。

次に、消防本部です。

救急出動のうち約半数が軽症となっており、安易な出動要請が削減できるような広報活動に、より一層取り組まれたい。

消防職員の採用に当たっては、女子職員の採用にも尽力いただき、救急救命事務に特化できないか検討されたい。

次に、環境課です。

ごみの減量化推進のため、生ごみ処理容器の普及に従来以上に取り組まれたい。

塵芥業務の民間委託に当たっては、民間事業者の処理業務の指導はもとより、交通ルール等の遵守などを十分指導されたい。

次に、上下水道課です。

水道料金の滞納整理について、関係各課で連携し従来以上の積極的な取り組みを図られたい。

また、下水道使用未収金の不納欠損処分については、関係法令を順守のうえ、引き続き処理を行っていただきたい。

上下水道工事等において、契約内容等を十分精査し追加工事による契約変更が常態化しないよう取り組まれたい。

以上で監査意見報告を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

議長(志村 忠昭)

これをもって、平成27年度各会計決算、ならびに基金運用状況審査意見報告を終わります。

続きまして、町長報告であります。

報告は印刷配付をしておりますので、朗読は省略を致します。

日程第4、議案第1号、多度津町税条例の一部改正について、議案第2号、多度津町国 民健康保険税条例の一部改正について、提案説明の都合上、一括議題といたします。 提案者の提案理由の説明を求めます。 税務課長、泉君。

税務課長(泉 知典)

おはようございます。

それでは、今回上程いたしました議案につきまして、提案説明をさせていただきます。 議案第1号及び議案第2号の2議案につきましては、関連のありますことから、一括して 提案説明をさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

このたびの改正は、『所得税法等の一部を改正する法律』(平成28年法律第15号)が、 平成28年3月31日に公布され、同法8条により『外国人等の国際運輸業に係る所得に対す る相互主義による所得税等の非課税に関する法律』の一部改正が行われ、『所得税法等 の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令』(平成28年政令第254号)が平 成28年7月1日に公布されたことにより、『所得税法等の一部を改正する法律』附則第 1条第5号に掲げる規定による『外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義によ る所得税等の非課税に関する法律』の一部改正、『外国人等の国際運輸業に係る所得に 対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令』等の一部を改正する政令 及び『外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施 行規則』が平成29年1月1日から施行されることとなりました。

それに伴い、本町の税関係条例の一部につきましても、所要の改正を行うものでございます。

それでは、まず議案第1号、多度津町税条例の一部改正について、提案説明をさせていただきます。

今回の改正の主な内容でございますが、租税条約の相手国等以外の外国であって相互主義を満たす外国に指定されている台湾と日本との間で、健全な投資・経済交流を促進するために、『日台民間租税取決めに規定された内容を実施するための国内法の整備』を行うことにより、台湾において、わが国の居住者等に対して日本国内と同様の権利が認められることとし、住民税においても国税の取扱いに準じて所要の措置を講ずるものでございます。

その他、多度津町行政手続条例の一部改正がなされたことによる、引用部分の項ずれ等の改正も含まれた内容のものでございます。

それでは、参考資料として添付しております新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。

アンダーラインの箇所が改正部分で、右側の欄が改正前、左側の欄が改正後でございます。

それでは、7ページ上段をご覧下さい。

第6条の2は、「多度津町行政手続条例の適用除外」に関する規定で、多度津町行政手続条例の改正に伴う条文の整備でございます。

7ページ中段から14ページをご覧下さい。

附則第20条の2は、「特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例」に関する規定で、特例適用利子等又は特例適用配当等を有する者に対し、当該特例適用利子等の額又は特例適用配当等の額に係る所得を分離課税するものです。

14ページ下段から22ページをご覧下さい。

附則第20条の3は、「条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例」に関する規定で、附則第20条の2を新設することに伴う条ずれと字句の改正でございます。

5ページにお戻りください。

最後に、本改正条例の附則といたしまして、施行期日と経過措置を定めるものでございます。

続きまして、議案第2号、多度津町国民健康保険税条例の一部改正について、提案説明をさせていただきます。

今回の改正の主な内容でございますが、議案第1号と同様に、台湾と日本との間で『日台民間租税取決めに規定された内容を実施するための国内法の整備』を行うことにより、住民税においても国税の取扱いに準じて所要の措置を講じ、国民健康保険税の算定を行うものでございます。

それでは、参考資料として添付しております新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。

右側の欄が改正前、左側の欄が改正後でございます。

それでは、4ページをご覧下さい。

附則第10項は、「特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例」に関する規定 で、町民税で分離課税される特例適用利子等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定 及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものです。

5ページ中段をご覧下さい。

附則第11項は、「特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例」に関する規定で、町民税で分離課税される特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものです。

6ページ下段をご覧下さい。

附則第12項、附則第13項及び附則第14項は、附則第10項及び附則第11項を新設すること に伴う項ずれの改正でございます。

2ページにお戻りください。

最後に、本改正条例の附則といたしまして、施行期日と適用区分を定めるものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第1号、多度津町税条例等の一部改正について、及び議案第2号、多度津町国民健康保険税条例の一部改正についての提案説明とさ

せていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(志村 忠昭)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第5、議案第3号、平成28年度多度津町一般会計補正予算(第2号)を議題といた します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長、矢野君。

総務課長 (矢野 修司)

おはようございます。

それでは、議案第3号、平成28年度多度津町一般会計補正予算(第2号)について提案説明を申し上げます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額93億9,500万円に、歳入歳出それぞれ、1億6,940万円 を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、95億6,440万円とするものでござ います。

この度の補正予算のうち、歳出における増額補正の主なものは、社会福祉費、児童福祉費、道路橋梁費、河川費などで、減額補正の主なものは、監査委員費、農業費などでございます。

一方、歳入における増額補正の主なものは、地方交付税、繰入金、町債などで、減額補 正の主なものは、国庫負担金、国庫補助金などでございます。

次に、第2条、債務負担行為の補正でございます。

5ページをお開き下さい。

第2表、債務負担行為の補正で追加でございます。

事項は、多度津町ごみ収集運搬業務委託料、期間は、平成28年度から平成33年度、限度額は、2億3,700万円でございます。

次に、第3条、地方債の補正でございます。

6ページをお開き下さい。

第3表、地方債の補正で、それぞれの限度額の補正で、道路整備事業を、2億1,290万円、河川整備事業を、4,850万円、港湾整備事業を、4,120万円、防災対策事業を、8億1,860万円、消防施設整備事業を、1億5,020万円、臨時財政対策債を、3億9,871万1,000円にそれぞれ補正するものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

30ページをお開き下さい。

歳出といたしましては、款1. 議会費は、14万3,000円を増額補正し、1億1,326万円に改めるものです。

項1. 議会費の目1. 議会費は、職員手当等の増額でございます。

32ページをお開き下さい。

款2. 総務費は、94万8,000円を減額補正し、10億7,299万5,000円に改めるものです。

項1. 総務管理費の目1. 一般管理費は、給料・職員手当等、786万6,000円の減額、目 5. 財産管理費は、需用費等、254万8,000円の増額。

- 目6. 企画費は、負担金及び交付金等、926万6,000円の増額。
- 目8. 出張所費は、委託料等、111万2,000円の増額。

34ページをお開き下さい。

- 目10. 交通安全対策費は、職員手当等、405万円の増額。
- 項2. 徴税費の目1. 税務総務費は、給料等、193万5,000円の減額。
- 項3. 戸籍住民基本台帳費の目1. 戸籍住民基本台帳費は、給料等、126万2,000円の減額。
- 項5. 統計調査費の目1. 統計調査総務費は、給料等、258万6,000円の減額。
- 項6. 監査委員費の、目1. 監査委員費は給料等、427万5,000円の減額です。
- 38ページをお開き下さい。
- 款3. 民生費は、6,624万5,000円を増額補正し、28億8,342万8,000円に改めるものです。
- 項1. 社会福祉費の目1. 社会福祉総務費は、給料等、53万4,000円の増額。
- 目2. 国民年金費は、給料等、1万4,000円の減額。
- 目3. 老人福祉費は、繰出金等、5,571万7,000円の増額。
- 目7. 障害者福祉費は、財源内訳の変更でございます。
- 項2. 児童福祉費の、目1. 児童福祉費は、職員手当等、8,000円の増額。
- 目5. 乳幼児福祉費は、扶助費、1,000万円の増額。
- 40ページをお開き下さい。
- 款4. 衛生費は、282万6,000円を増額補正し、6億5,721万7,000円に改めるものです。
- 項1. 保健衛生費の目1. 保健衛生総務費は、職員手当等、135万3,000円の増額。
- 目2. 予防費は、委託料等、223万6,000円の増額。
- 目3. 環境衛生費は、委託料、45万6,000円の増額。
- 目4. 火葬場費は、需用費等、84万3,000円の増額。
- 目5. 環境保全費は、職員手当等、39万8,000円の増額。
- 項2. 清掃費の目1. 清掃総務費は、給料等、249万5,000円の減額。
- 目2. し尿処理費は、需用費等、45万5,000円の減額。
- 目3. じん芥処理費は、職員手当等、49万円の増額です。
- 42ページをお開き下さい。
- 款6. 農林水産業費は、924万1,000円を減額補正し、2億4,057万9,000円に改めるものです。
- 項1. 農業費の目1. 農業委員会費は、職員手当等、93万5,000円の増額。

- 目2. 農業総務費は、職員手当等、53万円の増額。
- 目3. 農業振興費は、原材料費等、37万7,000円の増額。
- 目4. 農地費は、使用料及び賃借料、1万8,000円の増額。
- 目5. 地籍調査費は、委託料等、1,110万1,000円の減額。
- 44ページをお開き下さい。
- 款7. 商工費は、107万6,000円を増額補正し、9,166万6,000円に改めるものです。
- 項1. 商工費の目1. 商工総務費は、職員手当等、107万6,000円の増額です。
- 目3. 観光費は、財源内訳の変更でございます。
- 46ページをお開き下さい。
- 款8. 土木費は、7,019万6,000円を増額補正し、17億9,348万1,000円に改めるものです。
- 項1. 土木管理費の目1. 土木総務費は、給料・職員手当等、462万2,000円の増額。
- 項2. 道路橋梁費の目2. 道路維持修繕費は、需用費等、255万2,000円の増額。
- 目3. 道路新設改良舗装費は、工事請負費等、2,682万円の増額。
- 目4. 交通安全施設整備費は、需用費、200万円の増額。
- 項3. 河川費の目1. 河川総務費は、工事請負費等、130万円の増額、
- 目2. 河川改良費は、工事請負費等、2,630万円の増額。
- 項4. 港湾費の目1. 港湾管理費は、需用費5万円の増額。
- 目2. 港湾建設費は、工事請負費等、250万円の増額。
- 項5. 住宅費の、目1. 住宅管理費は、需用費等、405万2,000円の増額。
- 50ページをお開き下さい。
- 款9. 消防費は、2,070万6,000円を増額補正し、4億8,867万6,000円に改めるものです。
- 項1. 消防費の目1. 常備消防費は、給料等、174万8,000円の減額。
- 目2. 非常備消防費は、需用費等、8万2,000円の増額。
- 目3. 消防施設費は、工事請負費等、2,069万8,000円の増額。
- 目4. 防災費は、備品購入費等、167万4,000円の増額です。
- 52ページをお開き下さい。
- 款10. 教育費は、1,839万7,000円を増額補正し、12億3,595万3,000円に改めるものです。
- 項1. 教育総務費の目1. 教育委員会費は、職員手当等、12万3,000円の増額。
- 目2. 事務局費は、職員手当等、39万4千円の増額。
- 項2. 小学校費の目1. 学校管理費は、共済費、18万9,000円の増額。
- 目2. 教育振興費は、使用料及び賃借料、1万6,000円の増額。
- 目3. 学校建設費は、委託料等、872万円の増額。
- 項3. 中学校費の目1. 学校管理費は、共済費、17万4,000円の増額。
- 項4. 幼稚園費の目1. 幼稚園費は、給料等、96万円の減額。

項5. 社会教育費の目1. 社会教育総務費は、給料等、878万3,000円の増額。 54ページをお開き下さい。

項6. 保健体育費の目2. 学校給食共同調理場費は、職員手当等、60万円の増額。

目3. 体育施設費は、備品購入費、35万8,000円の増額です。

続いて歳入についてご説明いたします。

12ページをお開き下さい。

款4. 地方交付税は、4,470万2,000円の増額補正により、16億9,470万2,000円に改める ものです。

14ページをお開き下さい。

款7. 使用料及び手数料は、304万2,000円の減額補正により、1億5,823万6,000円に改めるものです。

項1. 使用料の目6. 教育費使用料の減額です。

16ページをお開き下さい。

款8. 国庫支出金は、2,392万9,000円の減額補正により、9億1,925万8,000円に改めるものです。

項1. 国庫負担金の目1. 民生費国庫負担金は、13万6,000円の増額。

目3. 農林水産業費国庫負担金は、842万4,000円の減額。

項2. 国庫補助金の目3. 民生費国庫補助金は、85万9,000円の増額。

目4. 土木費国庫補助金は、1,650万円の減額。

18ページをお開き下さい。

款9. 県支出金は、366万4,000円の減額補正により、6億5,059万7,000円に改めるものです。

項1. 県負担金の目1. 民生費県負担金は、6万8,000円の増額。

目3. 農林水産業費県負担金は、421万2,000円の減額。

項2. 県補助金の目1. 総務費県補助金は、18万円の増額。

目2. 民生費県補助金は、30万円の増額。

20ページをお開き下さい。

款11. 寄附金は、168万4,000円の増額補正により、3,678万4,000円に改めるものです。

項1. 寄付金の目1. 寄付金の増額でございます。

22ページをお開き下さい。

款12. 繰入金は、2,753万3,000円の増額補正により、3億9,168万6,000円に改めるものです。

項1. 繰入金の目1. 繰入金は、1,997万3,000円の増額。

項2. 基金繰入金の目10. 学校教育施設等整備基金繰入金は、756万円の増額です。

24ページをお開き下さい。

款14. 諸収入は、689万9,000円の増額補正により、1億5,852万6,000円に改めるもので

す。

項4. 雑入の目4. 雑入の増額でございます。

26ページをお開き下さい。

款15. 町債は、1億1,851万1,000円の増額補正により、21億1,411万1,000円に改めるものです。

項1. 町債の、目3. 土木債は、5,940万円の増額。

目4. 消防債は、2,040万円の増額。

目9. 臨時財政対策債は、3,871万1,000円の増額。

28ページをお開き下さい。

款19. 地方特例交付金は、70万6,000円の増額補正により、1,070万6,000円に改めるものでございます。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額、93億9,500万円を、95億6,440万円に改めるものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ提案説明とさせていただきます。 議長(志村 忠昭)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6、議案第4号、平成28年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算(第1号)、議案第5号、平成28年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算(第1号)を提案説明の都合上、一括議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

住民課長、多田羅君。

住民課長(多田羅 勝弘)

おはようございます。

議案第4号及び議案第5号について、一括して提案説明を申し上げます。

まず、議案第4号、平成28年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算(第1号)についてでございます。

国1ページをお願いします。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額31億7,000万円に、歳入歳出それぞれ3,361万円を 追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億361万円とするものです。

補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。 まず、歳出について、国10ページをお願いします。

|款1. 総務費は、244万6,000円増額し、4,563万2,000円とするものです。

項1. 総務管理費は、4月の人事異動に伴う人件費の増額と、国保広域化準備のためのシステム改修業務委託料を新たに計上したことによる増額です。

款2. 項5. 退職被保険者等高額療養費は、保険給付費の不足により、870万円増額し、 1,470万円とするものです。

款3. 項1. 目4. 病床転換助成関係事務費拠出金は、県事業に対する市町負担金の確定により、新たに2,000円を計上するものです。

款11. 諸支出金は、2,246万2,000円増額し、4,112万5,000円とするものです。

項1. 償還金及び還付加算金、目3. 償還金は、前年度の療養給付費等負担金の返還金の確定により2,615万8,000円の増額。

項2. 繰出金は、直営診療所会計の補正において、繰越金を予算化することに伴い、目 1. 直営診療所会計繰出金を369万6,000円減額するものです。

次に、歳入についてご説明いたします。

国8ページをお開きください。

款2. 国庫支出金は、142万5,000円減額し、5億7,423万7,000円とするものです。

項2. 国庫補助金のうち、直営診療所会計繰出金の減額に伴い、その財源となります、

へき地直営診療施設運営費補助金を177万5,000円減額、国保広域化準備事業に対する国 庫補助金として国保制度関係業務準備事業費補助金を35万円新たに計上するものです。

款3. 項1. 療養給付費等交付金は、1,565万2,000円増額し、8,565万3,000円とするものです。

内訳としまして、保険給付費の支出増加に対し、療養給付費等交付金を870万円増額。 また、前年度の退職者医療交付金の精算交付により、退職者医療交付金確定による精算 交付金も、695万2,000円増額するものです。

款8. 繰入金は、17万5,000円増額し、2億3,653万9,000円とするものです。

項1. 他会計繰入金のうち、目1. 一般会計繰入金は、直営診療所会計繰出金の減額に伴う192万1,000円の減額、目2. 職員給与費等繰入金は、総務費の増額に伴う209万6,000円の増額です。

款9. 繰越金は、1,920万8,000円増額し、1,920万9,000円とするもので、前年度からの 繰越金を、一部予算化するものです。

次に、議案第5号、平成28年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算(第 1号)についてでございます。

直1ページをお願いします。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額2,690万円から、歳入歳出それぞれ100万5,000円を

減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,589万5,000円とするものです。

補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明いたします。

まず、歳出について、直10ページをお願いします。

款1. 総務費、項1. 施設管理費は、一般管理費の110万5,000円の減額により、1,875万6,000円とするものです。

款2. 医業費、項1. 医業諸費は、医療用器具の購入のため、10万円増額し、83万 8,000円とするものです。

次に、歳入についてご説明いたします。

直8ページをお願いします。

款3. 繰入金は、369万6,000円減額し、1,126万6,000円とするものです。

前年度からの繰越金の予算計上等により、国保会計からの繰入金を減額するものです。 款4. 繰越金は、269万1,000円増額し、269万2,000円とするもので、前年度からの繰越 金の予算計上でございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第4号及び議案第5号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長(志村 忠昭)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第7、議案第6号、平成28年度多度津町特別会計公共下水道補正予算(第1号)を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、中田君。

上下水道課長(中田 健二)

おはようございます。

それでは、議案第6号、平成28年度多度津町特別会計公共下水道補正予算(第1号)について提案説明を申し上げます。

下1ページをお開き下さい。

第1条に示してありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額9億9,910万9,000円から、歳入歳出それぞれ446万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、9億9,464万7,000円とするものでございます。

今回の補正予算のうち、歳出は、総務費と下水道費の減額補正でございます。

一方、歳入は、使用料の減額補正となっております。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明を申し上げます。

下10ページをお開き下さい。

歳出といたしましては、款1. 総務費を、160万1,000円減額補正し、1億8,696万5,000円 に改めるものでございます。

これは、主に人件費の減額補正によるものでございます。

款2. 下水道費は、286万1,000円減額補正し、1億3,904万1,000円に改めるものでございます。

これは、人件費の減額補正によるものでございます。

続きまして、歳入について説明を申し上げます。

下8ページをお開き下さい。

款2. 使用料及び手数料を、446万2,000円減額補正し、2億6,033万8,000円に改めるものでございます。

これは町民の節水意識の向上と、大口使用者の使用水量が減少したことによる、使用料の減額補正でございます。

以上によりまして、歳入歳出の予算総額9億9,910万9,000円から、446万2,000円を減額 し、9億9,464万7,000円に改めるものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第6号の提案説明とさせていただきます。 よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長(志村 忠昭)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第8、議案第7号、平成28年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算(第1号)を 議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長、藤原君。

福祉保健課長(藤原 安江)

おはようございます。

議案第7号、平成28年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算(第1号)について、提 案説明を申し上げます。

今回の補正は、第1条において、既定の歳入歳出予算の総額21億8,375万6,000円に、歳入歳出、それぞれ1億309万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ22億8,685万円にしようとするものです。

この度の補正の内、歳出における増額補正の主なものは、基金積立金と前年度事業の精算に係る返還金等でございます。

一方、歳入における増額補正の主なものは、前年度からの繰越金で、減額補正の主なものは、基金繰入金でございます。

それでは、「歳入歳出補正予算事項別明細書」により「歳出」からご説明申し上げま

す。

介12ページをお開きください。

款1. 総務費は、704万1,000円の増額補正により、6,521万7,000円にしようとするもので、項1. 総務管理費の増額補正でこれは主に人事異動に伴う給料、手当等の増額によるものです。

介16ページをお開きください。

款5. 地域支援事業費は、131万4,000円の増額補正により、5,708万5,000円にしようとするもので、項1. 介護予防事業費の11万4,000円の増額、及び項2. 包括的支援事業・任意事業費の扶助費、認知症対応型共同生活介護家賃助成事業費として120万円の増額です。

款6. 基金積立金は、3,665万3,000円の増額補正により、3,677万3,000円にしようとするものです。

介18ページをお開きください。

款8. 諸支出金は、5,808万6,000円の増額補正により、5,879万2,000円にしようとする もので、項1. 償還金及び還付加算金3,811万3,000円の増額は、前年度事業の精算に係 る国庫支出金、支払基金等の返還金でございます。

項3. 繰出金1,997万3,000円の増額は、前年度事業の精算に係る一般会計への返還金で ございます。

次に、「歳入」について、ご説明いたします。

介10ページをお開きください。

款3. 国庫支出金は、49万6,000円の増額補正により、4億8,501万6,000円にしようとするもので、項2. 国庫補助金の増額によるものです。

款4. 支払基金交付金は、319万8,000円の増額補正により、5億8,534万円にしようとするもので、項1. 支払基金交付金の増額によるものです。

款5. 県支出金は、24万8,000円の増額補正により、3億1,701万7,000円にしようとする もので、項2. 県費補助金の地域支援事業交付金の増額によるものです。

款8. 繰入金は、758万2,000円の増額補正により3億3,378万2,000円にしようとするもので、項1. 一般会計繰入金は、5,521万7,000円の増額。

項2. 基金繰入金は、4,763万5,000円の減額です。

款9. 繰越金は、9,157万円を増額し、9,157万1,000円にしようとするもので、前年度の 決算見込みに伴うものでございます。

以上によりまして、歳入歳出の予算の総額21億8,375万6,000円を22億8,685万円に改めるものでございます。

以上、議案第7号についての提案説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長(志村 忠昭)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第9、議案第8号、平成28年度多度津町水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、中田君。

上下水道課長(中田 健二)

それでは、議案第8号、平成28年度多度津町水道事業会計補正予算(第1号)の提案説明 を申し上げます。

地方公営企業会計におきましては、水道事業予定損益計算書及び予定貸借対照表は消費税抜き、その他は、消費税込みとなっております。

それでは、補正予算(第1号)の1ページをお開きください。

第2条で、平成28年度多度津町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予 定額につきまして、補正するものでございます。

収入、第1款. 水道事業収益につきましては、409万7,000円を減額し、7億7,017万7,000円に改めようとするものでございます。

その内訳といたしまして、第1項. 営業収益を409万7,000円減額補正するものでございます。

支出第1款. 水道事業費用につきましては、469万5,000円を増額し、7億6,229万2,000円 に改めようとするものでございます。

その内訳といたしまして、第1項. 営業費用を514万5,000円増額、第2項. 営業外費用を45万円減額補正するものでございます。

次に、2ページをお開きください。

平成28年度多度津町水道事業会計補正予算実施計画書の収益的収入及び支出につきまして、説明をさせて頂きます。

収入、款1. 水道事業収益、項1. 営業収益、目1. 給水収益につきましては、409万7,000円を減額するものでございます。

これは、年間予想有収水量の減少によるものでございます。

支出、款1. 水道事業費用、項1. 営業費用、目1. 原水及び浄水費につきましては、142万円を増額するものでございます。

これは、人事異動に伴う給与費の増額でございます。

目2. 配水及び給水費につきましては、75万円を増額するものでございます。

これは、人事異動に伴う給与費の増額でございます。

目3. 受託工事費につきましては、30万5,000円を増額するものでございます。

これは、人事異動に伴う給与費の増額でございます。

目4. 業務費につきましては、123万9,000円を増額するものでございます。

これは人事異動に伴う給与費及び委託料を増額するものでございます。

目5. 総係費につきましては、143万1,000円を増額するものでございます。

これは主に水道事業施設更新計画策定業務に係る委託料を増額するものでございます。

項2. 営業外費用、目2. 消費税及び地方消費税につきましては、45万円を減額するものでございます。

これは消費税及び地方消費税納税予定額を減額するものでございます。

なお、水道事業会計補正予算事項別明細書の収益的収入及び支出につきましては、10ページから12ページの方に記載しております。

再度1ページをお開きください。

第3条で、予算第8条に定めた(1)職員給与費を307万1,000円増額し、8,677万4,000円に 改めるものでございます。

給与費明細書につきましては、4ページから6ページに記載しております。

また、この度の補正によりまして、予定損益計算書、及び予定貸借対照表、並びに予定キャッシュ・フロー計算書が変わりますので、説明をさせていただきます。

3ページをお開きください。

多度津町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書につきましては、末尾にありますとおり、資金期末残高は、5億3,930万3,000円となっております。

次に7ページをお開きください。

平成28年度多度津町水道事業予定損益計算書につきましては、1. 営業収益は6億4,121万9,000円、2. 営業費用は6億7,252万8,000円ですので、営業損失は3,130万9,000円の予定でございます。

3. 営業外収益は7,716万6,000円、4. 営業外費用は4,620万3,000円ですので、経常損失は34万6,000円の予定でございます。5. 特別損失は457万6,000円、6. 予備費は185万1,000円ですので、当年度純損失は677万3,000円の予定でございます。

また、前年度繰越利益剰余金は5億1,707万6,000円、当年度未処分利益剰余金は5億1,030万3,000円の予定でございます。

次に、8ページをお開きください。

平成28年度多度津町水道事業予定貸借対照表につきましては、資産の部1. 固定資産合計は75億4,644万9,000円、2. 流動資産合計は6億7,286万円ですので、資産合計は82億1,930万9,000円の予定でございます。

次に負債の部、3. 固定負債合計は32億3,185万4,000円、4. 流動負債合計は9ページの 方に入ります、2億8,795万7,000円。

5. 繰延収益合計は、16億9,474万4,000円ですので、負債合計は、52億1,455万5,000円の予定でございます。

資本の部6. 資本金合計は24億1,594万8,000円の予定でございます。

7. 剰余金の資本剰余金合計は2,069万6,000円、利益剰余金合計は5億6,811万円ですので、剰余金合計は5億8,880万6,000円の予定でございます。

従いまして、資本合計は30億475万4,000円、負債・資本合計は82億1,930万9,000円の予定でございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第8号の提案説明とさせていただきます。 よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(志村 忠昭)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

10時35分に再開いたします。

休憩 10時20分

再開 10時35分

議長(志村 忠昭)

それでは、休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

日程第10、議案第9号、平成27年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第10号、平成27年度多度津町特別会計国民健康保険歳入歳出決算認定について、議案第11号、平成27年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所歳入歳出決算認定について、議案第12号、平成27年度多度津町特別会計公共下水道歳入歳出決算認定について、議案第13号、平成27年度多度津町特別会計介護保険事業歳入歳出決算認定について、議案第14号、平成27年度多度津町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について、議案第14号、平成27年度多度津町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について、提案説明の都合上、一括議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

会計管理者、神原君。

会計管理者(神原 宏一)

おはようございます。

議案第9号から議案第14号までの6議案、一般会計及び、特別会計5会計の平成27年度歳 入歳出決算認定につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

平成27年度の各会計の歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、町長より監査委員の監査に付し、去る8月30日に監査委員より、審査意見書の提出をいただきました。

その結果につきましては、先程代表監査委員からご報告をいただいたところでございます。

つきましては地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、平成27年度主要施策の成果に関する報告書により説明を申し上げます。

1ページから12ページにつきましては、一般会計及び特別会計の予算編成から予算の補

正を経て、決算に至る経緯を記載しております。

説明につきましては、割愛をさせていただき、13ページからご説明をいたします。

まず、平成27年度一般会計の決算でございます。

下段の「一般会計決算総括表」をご覧ください。

繰越明許費を含めました最終予算額は、97億9,867万2,000円でございましたが、これに対しまして、歳入総額は97億11万8,000円、前年度に比べ、13.5%、15億1,431万6,000円の減少でございます。

歳出総額は、90億3,118万1,000円、前年度に比べ、15.4%、16億4,594万8,000円の減少でございます。

この歳入歳出総額の減少は、平成26年度で、多度津中学校校舎及び屋内運動場の改築事業、消防庁舎移転改築事業が終了したこと等による投資的経費の減少、これに伴います 町債、繰入金、国庫支出金等の減少が大きな要因でございます。

歳入総額から歳出総額を差し引きました形式収支は6億6,893万7,000円、形式収支から翌年度へ繰越すべき財源7,079万8,000円を差し引きました実質収支は、5億9,813万9,000円でございます。

実質収支から前年度の実質収支を差し引きました単年度収支は8,217万4,000円の黒字、 さらに、単年度収支に財政調整基金への積み立て70万3,000円を加え、取り崩し4億 5,000万円を減じました実質単年度収支は3億6,712万3,000円の赤字でございます。 次に、歳入でございます。

15ページ、「一般会計科目別歳入決算状況」をご覧ください。

歳入総額97億11万8,000円の科目別内訳でございます。

まず、町税は、29億8,972万8,000円で、前年度から1億8,369万4,000円、5.8%の減少でございます。

次に、前年度に比べ、歳入が大きく減少した科目でございますが、町債14億2,537万9,000円は、前年度から11億4,770万円、44.6%の減少、繰入金4億6,674万5,000円は、前年度から5億890万1,000円、52.2%の減少、国庫支出金9億1,852万8,000円は、前年度から2億4,281万円、20.9%の減少でございます。

一方、増加した科目でございますが、地方交付税18億2,211万円は、前年度から2億9,706万2,000円、19.5%の増加、地方消費税交付金4億5,681万3,000円は、前年度から1億9,239万9,000円、72.8%の増加、諸収入2億8,862万4,000円は、前年度から1億1,174万2,000円、63.2%の増加でございます。

また、歳入に占める構成比が高い科目は、町税が30.8%、地方交付税が18.8%、町債が14.7%、国庫支出金が9.5%などでございます。

次に、町独自で収入することができる「自主財源」と国・県の意思に依存する「依存財源」の割合でございますが、自主財源が44.6%、43億2,175万3,000円、依存財源が55.4%、53億7,836万5,000円で、前年度に比べ、自主財源の割合が0.3ポイント上昇し

ております。

次に、歳出でございます。

17ページ、「一般会計目的別歳出決算状況」をご覧ください。

歳出総額90億3,118万1,000円の目的別内訳でございます。

このうち、歳出に占める構成比が最も高い科目は、民生費で、31.1%、28億937万2,000円、前年度から3.5%の増加、次に、教育費が15.1%、13億6,639万4,000円、前年度から50.3%の減少、次に、総務費が14.2%、12億8,318万4,000円、前年度から2.8%の減少、以下、土木費10.6%、公債費10.4%の順でございます。

次に、18ページ、「一般会計性質別歳出決算状況」をご覧下さい。

歳出を「義務的経費」、「その他の経費」、「投資的経費」の区分で比較いたしますと、まず、「義務的経費」は39億2,807万6,000円、構成比は43.5%でございます。

人件費、扶助費、公債費いずれも減少したことにより、前年度に比べ、1.7%、6,863万5,000円の減少でございます。

「その他の経費」は34億9,455万7,000円、構成比は38.7%でございます。

補助費等、積立金、繰出金等の増加により、前年度に比べ、12.7%、3億9,289万9,000円の増加でございます。

「投資的経費」は16億854万8,000円、構成比は17.8%でございます。

大規模事業の減少により、前年度に比べ、55.1%、19億7,021万2,000円の減少でございます。

以上が一般会計の決算概要でございます。

次に、特別会計でございます。

「主要施策の成果に関する報告書」13ページをお願い致します。

「平成27年度会計別決算の状況」の特別会計の欄をご覧ください。

「特別会計国民健康保険」は、歳入決算額34億1,297万3,000円、前年度に比べ、15.6%の増加、歳出決算額32億71万7,000円、前年度に比べ、17.4%の増加で、実質収支は2億1,225万6,000円の黒字でございます。

「特別会計国民健康保険直営診療所」は、歳入決算額2,490万4,000円、前年度に比べ、0.2%の減少、歳出決算額2,221万2,000円、前年度に比べ、4.0%の減少で、実質収支は269万2,000円の黒字でございます。

「特別会計公共下水道」は、歳入決算額9億6,639万7,000円、前年度に比べ、11.2%の増加、歳出決算額9億3,666万1,000円、前年度に比べ、8.2%の増加で、実質収支は2,973万6,000円の黒字でございます。

「特別会計介護保険事業」は、歳入決算額21億3,494万4,000円、前年度に比べ、3.6%の増加、歳出決算額20億4,337万3,000円、前年度に比べ、0.4%の増加で、実質収支は9,157万1,000円の黒字でございます。

「特別会計後期高齢者医療」は、歳入決算額3億1,967万4,000円、前年度に比べ、2.8%

の減少、歳出決算額3億1,264万円、前年度に比べ、3.3%の減少で、実質収支は703万4,000円の黒字でございます。

特別会計全体の実質収支は、3億4,328万9,000円の黒字でございます。

以上が、特別会計の決算概要でございます。

次に、「町債の状況」でございます。

「主要施策の成果に関する報告書」23ページをお願い致します。

一般会計の平成27年度末公債費現在高は、113億8,546万4,000円で、前年度に比べ、 5.1%、5億7,936万6,000円の増加でございます。

特別会計公共下水道の平成27年度末公債費現在高は、80億4,509万5,000円で、前年度に 比べ、3.5%、2億8,963万1,000円の減少でございます。

次に、25ページをお願い致します。

「地方消費税交付金(社会保障財源化分)の充当状況」は、平成27年度決算から新たに 設けた項目でございます。

消費税率の引き上げにより、地方消費税率も1%から1.7%に引き上げられ、その引き上げ分の使途につきましては社会保障に要する経費に限定されております。

その状況を示すもので、本町に交付されました地方消費税交付金4億5,681万3,000円の うち、1億9,797万1,000円が社会保障財源化分でございますが、社会保障施策に要する 経費29億2,006万8,000円から特定財源を差し引きました一般財源16億9,997万2,000円に 全額充当しているところでございます。

次に、別紙の差し込んである部分でございますが、その「12. 類似団体決算対比表」の 裏面でございます。

下段の表に「平成27年度財政指標」がございますが、この中で、実質公債費比率は8.9%で、前年度の9.7%から0.8ポイントの低下、また、将来負担比率は131.4%で、前年度の123.3%から、8.1ポイントの上昇でございます。

次に、「財産に関する調書」について、説明を申し上げます。

平成27年度「歳入歳出決算書」の方をお願い致します。

401ページでございます。

まず、公有財産のうち、「土地及び建物」でございます。

「土地」は、合計で、決算年度中に3,933.62㎡減少し、決算年度末現在高は73万3,247.12㎡でございます。

内訳は、消防庁舎の改築によります公用財産消防施設2,655㎡の増加、普通財産その他6,588.62㎡の減少でございます。その他の減少分の内訳につきましては、土地の売却が4,909㎡、公用財産消防施設への用途変更が2,655㎡、合わせて7,564㎡の減少と、土地開発公社からの駅周辺用地の買い戻し分975.38㎡の増加でございます。

「建物」は、延面積の合計で、決算年度中に3,582.91 m² 増加し、決算年度末現在高は9万3,912.65 m² でございます。

内訳につきましては、「非木造」のうち、公用財産消防施設が庁舎改築による 1,722.86㎡の増加、公共用財産中学校は、新築による9,973.75㎡の増加分と旧校舎等の 解体撤去による8,113.70㎡の減少分、この差し引き1,860.05㎡の増加でございます。

次に、403ページ、「動産」につきましては、フェリー接岸施設でございますが、決算 年度中の増減はございません。

下段の「有価証券」につきましても、決算年度中の増減はございません。

次に、404ページ、「出資による権利」は、合計で、前年度末現在額3億7,141万7,000円から、決算年度中に「中讃ふるさと市町村圏基金」の廃止により、1億899万円減少し、 決算年度末現在額は2億6,242万7,000円でございます。

次に、405ページから407ページまでの取得価格が100万円以上の「備品」でございます。

決算年度中の増減は、405ページの「無線装置1台」、「放送装置2台」、「粉砕機1台」、406ページの「X線装置1台」、「除細動器1台」、407ページの「ふん尿車2台」の減少、「移動式マウンド」の増加でございます。

408ページ、50万円以上の「教材備品」、「美術品」につきましては、いずれも決算年度中の増減はございません。

409ページ、「基金」でございますが、合計で、前年度末現在高20億2,038万5,668円から決算年度中に5億2,088万3,473円を積み立て、4億6,132万6,706円を取り崩しました結果、5,955万6,767円増加し、決算年度末現在高は20億7,994万2,435円でございます。

決算年度中の増減額の内訳でございますが、「財政調整基金」は前年度の決算剰余金の一部3億円と運用利息分70万3,105円の積み立て、4億5,000万円の取り崩しでございます。

「奨学基金」は運用利息分11万3,589円の積み立て、奨学金事業の貸付等に充てるため、456万8,400円の取り崩しでございます。

「減債基金」は運用利息分8,123円の積み立て、「地域福祉基金」は増減がございません。

「中山間ふるさと・水と土保全対策基金」は運用利息分4,341円の積み立て、「国保財政調整基金」は運用利息分12万2,816円と前年度繰越金の一部6,236万2,000円、合わせて6,248万4,816円の積み立て、「農業振興基金」は運用利息分9,727円の積み立て、258万3,789円の取り崩し、「介護保険財政調整基金」は運用利息分3万3,439円の積み立て、81万4,517円の取り崩し、「庁舎建設基金」は運用利息分2万4,224円と予算の補正による積立2,000万円、合わせて2,002万4,224円の積み立て、「健やかこども基金」は香川県からの補助金1,750万円と運用利息分2,109円、合わせて1,750万2,109円の積み立て、平成27年度事業の財源として336万円の取り崩し、「学校教育施設等整備基金」は平成27年度に創設した基金でございますが、「中讃ふるさと市町村圏基金」の廃止に伴う出資金の返還金等、1億2,000万円の積み立てでございます。

410ページをお願い致します。

「国民健康保険高額療養費貸付基金」は、決算年度中に5,000円の返還がございましたので、決算年度末現在額は、496万5,000円でございます。

411ページをお願い致します。

「債権」は、「公共下水道事業受益者負担金」が決算年度中に1,076万9,000円減少し、 決算年度末現在額は154万5,000円でございます。

以上、議案第9号から議案第14号までの6議案、一般会計及び特別会計5会計の平成27年度歳入歳出決算認定につきまして、一括して提案説明を申し上げました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長(志村 忠昭)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第11、議案第15号、平成27年度多度津町水道事業会計歳入歳出決算認定について を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、中田君。

上下水道課長(中田 健二)

それでは、議案第15号、平成27年度多度津町水道事業会計歳入歳出決算認定について 提案説明を申し上げます。

歳入歳出決算認定につきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づきまして、監査委員の審査に付したところでございます。

その決算審査の結果は、先ほど竹森代表監査委員から報告のありましたとおりでございますので、同法第30条第4項の規定に基づき、議会において歳入歳出決算の認定を受けようとするものでございます。

それでは、歳入歳出決算認定の内容について説明をさせて頂きます。

まず、12ページをお開きください。

先に、附属書類の事業報告について、説明をさせていただきます。

1. 概況、(1)総括事業、イ.業務状況といたしましては、清浄にして、より安全な水を供給し、安定した給水業務と水道経営を維持するため、効率的な経営に努めてまいりました。

平成27年度末の給水人口は2万3,707人、給水栓数は1万725栓でございます。

年間総配水量は、332万5,840㎡で、前年度と比較いたしますと、2.2%、7万363㎡の増 となっております。

総配水量の内訳といたしまして、自己水量は、184万6,490㎡で、県水受水量は、147万9,350㎡であり、構成比にいたしますと、自己水量が55.5%、県水受水量が44.5%でございます。

有収水量は、299万1,521㎡で、前年度と比較いたしますと、0.2%、6,488㎡の増となっ

ております。

有収率は、89.9%で、前年度と比較いたしますと、1.8%の減となっております。

近年の状況として、人口減少や節水広報などによる節水意識の高まり、節水機器の普及など様々な要因により、水需要は減少傾向にあります。

また、今後は老朽配水管の更新など施設整備による資本的投資や水道施設の維持管理費の増加が見込まれるため、水道事業の経営健全化に取り組み、住民の皆様のご理解を得られるよう、安全で安心な水の供給に努めてまいります。

次に、ロ. 建設改良工事等でございます。

配水管布設替工事、消火栓新設及び移設工事などを行い、配水網の整備を行いました。 また、量水器等を購入いたしました。

次に、ハ. 財政状況につきましては、後ほど決算報告の方で、詳細に説明をさせていた だきます。

(2) 議会議決事項は、表のとおりでございます。

なお、13ページから25ページにかけまして、多度津町水道事業の経営実績の明細を記載 いたしております。

次に1ページの方をお開き下さい。

決算報告書の説明をさせていただきます。

なお、収益的収入及び支出並びに、資本的収入及び支出につきましては、消費税を含んでおります。

(1) 収益的収入及び支出の収入といたしまして、第1款. 水道事業収益の決算額は、7億6,633万4,853円、予算額と比較いたしますと、0.5%、390万147円の減でございます。

内訳と致しまして、第1項、営業収益は、6億8,801万5,109円、第2項、営業外収益は、7,831万9,744円となっております。

次に支出でございます。

第1款.水道事業費用の決算額は、7億460万9,016円、予算額と比較いたしますと、5.8%、4,339万9,984円の不用額となりました。

内訳と致しましては、第1項、営業費用は、6億4,800万1,408円、第2項、営業外費用は、5,043万4,185円、第3項、特別損失は、617万3,423円、第4項、予備費につきましては、0円となっております。

続きまして、3ページをお開き下さい。

(2) 資本的収入及び支出について説明いたします。

収入といたしまして、第1款. 資本的収入の決算額は、3億2,073万3,080円、予算額と比較いたしますと、0.8%、259万4,920円の減でございます。

内訳と致しまして、第1項、企業債は3億1,700万円、第2項、工事負担金は279万 1,590円、第3項、固定資産売却代金は94万1,490円でございます。 なお、工事負担金は、消火栓新設及び移設工事の負担金でございます。

次に、支出といたしまして、第1款. 資本的支出の決算額は、5億4,983万2,656円、予算額と比較いたしますと、2.1%、1,212万3,344円の不用額となりました。

内訳といたしまして、第1項、建設改良費は、3億4,731万6,465円、第2項、企業債償還金は、2億251万6,191円でございます。

次に 注記1をご覧ください。

補填財源について説明いたします。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額、2億2,909万9,576円は、当年度消費税及び 地方消費税資本的収支調整額、2,556万8,225円、当年度損益勘定留保資金1億6,031万 1,169円、減債積立金、4,000万円、建設改良積立金322万182円で補てん致しました。

また、注記2のたな卸資産購入費執行額は、645万9,363円でございます。

次に5ページをお開き下さい。

多度津町水道事業損益計算書につきましては、1. 営業収益は、6億3,727万6,257円、

- 2. 営業費用は、6億2,409万3,884円ですので、営業利益は、1,318万2,373円でございます。
- 3. 営業外収益は、7,759万8,945円で、4. 営業外費用は、4,892万7,085円ですので、経 常利益は、4,185万4,233円でございます。
- 5. 特別損失は、617万3,423円ですので、当年度純利益は、3,568万810円でございます。

また、前年度繰越利益剰余金は、5億7,625万8,092円ですので、当年度未処分利益剰余金は、6億1,193万8,902円でございます。

次に6ページをお開き下さい。

水道事業剰余金計算書について説明いたします。

自己資本金の当年度末残高は、23億5,211万1,534円、資本剰余金の当年度末残高は、2,069万5,773円でございます。

利益剰余金のうち減債積立金の当年度末残高は、先ほど説明いたしました、補てん財源に使用した結果、0円となりました。

建設改良積立金の当年度末残高は、2,677万9,818円、未処分利益剰余金の当年度末残高は、6億1,193万8,902円でございます。

資本合計の、当年度末残高は、30億1,152万6,027円でございます。

次に、9ページをお開きください。

多度津町水道事業貸借対照表につきましては、資産の部、1. 固定資産合計は、74億9,539万3,723円、2. 流動資産合計は、7億8,082万5,924円ですので、資産合計は、82億7,621万9,647円でございます。

次に、負債の部、3. 固定負債合計は、31億8,784万5,914円、4. 流動負債合計は、3億2,811万5,952円、次に10ページをお開きください。

5. 繰延収益合計は、17億4,873万1,754円ですので、負債合計は52億6,469万3,620円で ございます。

資本の部、6. 資本金合計は、23億5,211万1,534円でございます。

7. 剰余金のうち、(1) 資本剰余金合計は、2,069万5,773円、(2) 利益剰余金合計は 6億3,871万8,720円ですので、剰余金合計は、6億5,941万4,493円でございます。

従いまして、資本合計は、30億1,152万6,027円、負債・資本合計は、82億7,621万9,647円でございます。

次に、26ページをお開きください。

多度津町水道事業キャッシュ・フロー計算書につきましては、末尾にありますとおり、 資金期末残高は、6億3,750万947円でございます。

尚、27ページから38ページにかけて、水道事業会計収益費用明細書、資本的収入及び支 出明細書、固定資産明細書、企業債明細書、水道事業経営分析を記載しております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第15号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長(志村 忠昭)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第12、議案第16号、町道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。 提案者の提案理由の説明を求めます。

建設課長島田君。

建設課長(島田 和博)

失礼します。

議案第16号、多度津町道路線の廃止及び認定について、提案説明を申し上げます。 昭和54年に交付税算定基準の見直し等がございまして、道路台帳の整備を行って以後、 新規認定及び変更等を行ってまいりましたが、今回道路台帳図の電子化移行に伴い、全 ての路線を見直すこととなりました。

町道1号線(旧浜街道)ですけど、これが県道への管理移管に伴う新たな移管路線などで、空き番になった路線の見直しや、現状の交通体系の中、1・2級幹線町道の見直しをいたしたく、道路法第10条第3項の規定により全ての路線をいったん廃止し、新たに路線認定を行うものでございます。

新規認定路線数につきましては島嶼部を合わせまして496路線、総延長数は152,567m、 実延長に換算しますと、146,057mとなってございます。

以上大変簡単な説明でございますけれども、道路法第8条第2項の規定により、町道の路 線認定について、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願いをして、提案説明とさせていただきます。

議長(志村 忠昭)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、お諮りいたします。

提案理由の説明がなされました議案を、より慎重審議を期する為、会議規則第39条第 1項の規定により、議案第1号から議案第16号の16議案につきまして、総務教育常任委員 会に付託の上、審査いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、16議案を会期中の総務教育常任委員会に付託の上、審査することに決定を致しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了をいたしました。

これにて、散会を致します。

ありがとうございました。

散会 午前10時35分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため ここに署名捺印する。

平成28年9月12日第3回多度津町議会定例会

議 長

議員

議員

事務局長

書 記